確定拠出年金

~ 60歳前にご退職される皆さんへ

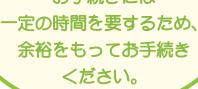
退職する時、 積立金を持運ぶ手続きを しないといけないって、

知っていますか?

積立金を移す手続きは

6ヶ月以内にね! 詳しくは中を見て くださいね!!

お手続きには 余裕をもってお手続き



三菱UFJ信託銀行

積立金を持運ぶために、チャートに従って、 ご確認ください。 ●

60歳前の退職後のお立場は?

企業に転職した

確定拠出年金がある

確定拠出年金がない

自営業者・学生・無職になった 公務員になった 専業主婦(夫)になった 海外に転出した

企業型に加入する

企業型に加入しない

企業型

転職先のご担当者へお問合わせください。

大切な お金だから、 しっかり手続き しよう…



個人型

金融機関により、選択できる運用商品や手数料などサービス内容が異なりますので、ご自身でお好きな金融機関等をお選びください。

MUFG個人型をご希望の方は、以下にご連絡ください。

MUFG個人型コールセンター

0120-138-401



9:00 ~ 20:00

12/31~1/3を除く

▼ 資料請求はこちら

URL https://www.tr.mufg.jp/tameru/401k/redirect_form.html?banner_id=m086_1904_ndm

個人型運営管理機関は選択できる運用商品や手数料などサービス内容が異なりますので ご自身でお好きな金融機関等をお選びください。



を使ってアクセス

個人型運営管理機関ごとに、以下の内容が異なります。

- ・口座管理手数料 ・運用商品の種類
- ・コールセンターやWeb(インターネット)のサービス内容、提供時間 等

DB

転職先のDBのご担当者へお問合わせください。(注)

(※)DB:確定給付企業年金

(注)確定給付企業年金への移換に関する留意事項

- ・転職先に確定給付企業年金(以下「DBI)があり、規約に移換可能なことを定めている場合には移換できます。
- ·DBへ移換する資産に企業型の本人拠出相当額を含む場合、給付時に課税されます。
- ・企業型からDBへの資産の移換を行う場合には、移換先の制度の制度設計上、企業型確定拠出年金に加入していた期間(勤続年数を含む)が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があります。
- ·移換した企業型の期間は通算加入者等期間から控除されることとなります。ただし、企業型及び個人型に同時に加入(並行加入)する者で、企業型の資産のみ移換する場合、個人型の加入期間に影響はありません。

B沙兰的沙区沙兰湾等广东部州

で退職日の翌日(資格喪失日)の属する月の翌月から6ヶ月以内に、ご自身で積立金を移す手続きを行わない場合、確定拠出年金の積立金は国民年金基金連合会に自動的に移され、以下のデメリットがありますので、ご注意ください。ただし、企業型もしくは個人型に個人別資産がある場合は、自動移換されずに企業型もしくは個人型に資産が移換される場合があります(記録関連運営管理機関より通知されます)。

- ①運用ができないので、積立金を殖やすことはできません。
- ②移されている間は、確定拠出年金の加入期間とみなされないため、60歳から積立金を受取れない可能性があります。
- ③自動移換後に積立金を請求するためには、企業型や個人型に積立金を移す必要があります。
- ④事務手数料(合計)5,448円(税込)と移されている間の管理手数料(移された月の4ヶ月後から)毎月52円(税込)がかかります。
- (※)自動移換後に企業型もしくは個人型の加入者や運用指図者となった場合には、国民年金基金連合会から企業型もしくは個人型に資産が移換される場合があります(記録関連運営管理機関より通知されます)。

個人型コールセンターに電話する時の ポイントです。



積立金を個人型に移して運用を続ける場合は・・・

個人型コールセンターに資料を請求してください。

個人型確定拠出年金の特徴

- 1個人型の加入者となった場合、掛金はご自身で積立てます(*1)。
- 2 移す際の手数料と所定の口座管理手数料は自己負担です(*2)。
- 3 掛金は全額所得控除の対象となり、税金(所得税・住民税)の負担は軽減されます。
 - (*1) 退職後のお立場によって、掛金を出すことができない場合もあります。この場合、移した積立金の運用のみ継続する運用指図者になります。 (*2) 手数料額につきましては、個人型コールセンターにご確認ください。

個人型に同時に加入(並行加入)している方が個人型に移換する場合は、ご加入の個人型運営管理機関への移換となります。

2

積立金を受取れる場合があります

脱退=時金を請求できるのは?

積立金 15,000円以下の方

■ 三菱UFJ信託銀行で受取れる場合があります。3ページをご覧ください。

積立金 15,000円超の方

➡ 以下の要件をすべて満たす場合、個人型で60歳前に積立金を受取ることができます。 「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」が届きましたら、個人型コールセンター にご相談ください。

要件

- ①60歳未満であること
- ②国民年金保険料の全額または一部の納付が免除もしくは猶予されていること(産前産後期間の国民年金保険料免除を除く)
- ③障害給付金の受給権者でないこと
- ④通算拠出期間が1ヶ月以上5年以下または脱退一時金請求日(裁定請求日)の前月末の積立金(個人別管理資産額)が 25万円以下であること^(*1)
- ⑤加入者の資格喪失日から2年経過していないこと
- ⑥企業型確定拠出年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと
 - (*1)これまでの退職金や企業年金制度の積立金を確定拠出年金へ移す場合や確定拠出年金の企業型と個人型の両方に加入している場合、拠出期間および積立金が 合算されます。

脱退一時金を受取る場合、国民年金基金連合会の裁定手数料4,180円(税込)に加え、個人型運営管理機関により手数料がかかる場合があります。 詳しくは、個人型運営管理機関にお問合わせください。



ご確認ください

- ①要件に該当しない場合は、脱退一時金を受取れません。 積立金を個人型に移して運用を続けてください。
- ②海外転出(国民年金被保険者資格を喪失)された方は、脱退一時金は受取れません。
 - (※)2022年5月以降、要件②に国民年金被保険者になることができないことが追加される等の要件の変更により、海外に居住することになった外国籍の方、および、未成年の方が要件を満たす場合等は、脱退一時金の受給が可能になる予定です。また、個人型の脱退一時金の要件を満たす方は、個人型に移換せずに企業型から脱退一時金の受給が可能になる予定です。ただし、加入資格喪失日の翌月から6ヶ月経過後は、国民年金基金連合会に自動移換されますので、それまでに裁定請求手続きを完了していただく必要があります。2021年10月時点の情報ですので、直近の状況につきましては、企業型コールセンターへお問合わせください。

積立金が15,000円以下の方は必見です!!

15.000円以下なら、脱退一時金を受取れる場合があります!!

三菱UFU信託銀行で脱退=時金請求手続きができるのは2

以下のすべての要件を満たした方が、三菱UFJ信託銀行で企業型確定拠出年金の脱退一時金を請求できます。 なお、脱退一時金を受取る場合、会社の制度によって送金のための事務手数料がかかります。

要件

- ①企業型確定拠出年金の加入者、企業型確定拠出年金の運用指図者、個人型確定拠出年金の加入者または 個人型確定拠出年金の運用指図者でないこと
- ②積立金の残高が (*1) 15,000円以下であること

(年金規約に定める事業主返還^(*2)の対象となる場合には、事業主返還後の残高が15.000円以下であること)

- ③加入者資格喪失日 (*3) の翌月から 6ヶ月以内に請求すること
- (*1) 積立金の残高は移換金、制度移換金を含みます。
- (*2) 年金規約の定めにより、所定の勤続期間未満である場合には、事業主掛金を事業主に返還することがあります。
- (*3) 加入者資格喪失日はご退職日の翌日になります。加入者資格喪失日は「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」または 「確定拠出年金ご退職後のお手続きのご案内」でご確認ください。
- (注)手続き書類ご提出後に運用商品預替を行いますと、お支払が遅れる可能性があります。手続き書類ご提出後に運用商品預替は 行わないでください。

資産残高は、企業型確定拠出年金トップページでご確認ください。

三菱UFJ信託銀行ホームページへアクセスし、右上の[サイト内検索]にて、「わたしの確定拠出年金」と入力し、検索してください。関連コンテンツに表示される[企業型確定拠出年金]をクリックしてください。URL [http://www.dc.tr.mufg.jp] からでもアクセスできます。

「わたしの確定拠出年金サポートサイト」の[ログイン]ボタンをクリック(ユーザーIDと暗証番号を入力)→運用商品お取引き(各種お手続きサイトへ)→資産評価額照会→脱退ー時金判定予定額照会で確認できます。

以下は、主な必要書類を記載しております。

で退職された会社または三菱UFJ信託銀行企業型コールセンター、企業型確定拠出型年金トップページ いーかんじ (移換時ナビ)から必要書類をお取寄せのうえ、三菱UFJ信託銀行にご送付ください。

15,000円以下に該当し、脱退一時金のお受取り希望の方は以下の書類をご準備のうえ、 三菱UFJ信託銀行にご送付ください。

- ①裁定請求書 (脱退一時金)
- ②本人確認書類 印鑑登録証明書(3ヶ月以内の原本)、住民票(3ヶ月以内の原本、個人番号不要)、運転免許証のコピー(有効期限内、裏面含む)、個人番号カードのコピー(表面のみ、裏面不要)等のうちいずれか1つ

送付先:104-8617 東京都中央区晴海1丁目8番10号

晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX17階 三菱UFJ信託銀行株式会社

年金信託部 確定拠出年金事務課 宛て

ご不明な点がございましたら三菱UFJ信託銀行 企業型コールセンターにお電話ください

0800-300-4411 028-307-5147(有料)

受付時間

9:00~20:00

お取引内容のご照会には、ご本人確認が必要となりますので、ユーザーID・暗証番号または加入者番号等をご準備ください。

お手続きする時は「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」をご確認ください。

「確定拠出年金の加入者資格喪失のお知らせ」とは?

退職後(1~2ヶ月後)に送付される書類です。

積立金を移す手続きや脱退一時金を請求する手続きに必要な情報が記載 されておりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

